

業務方法書の一部改正

1. 業務方法書（平成16年5月6日通知）

新	旧
<p>(DVP 決済)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))が行う口座(機構が、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。))第12条第1項の規定に基づき、株式等の振替を行うために開設した機構加入者口座、同法第9条第1項ただし書の規定により受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を行うために開設した口座又は外国株券等保管振替決済業務を行うために開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。</p>	<p>(DVP 決済)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))が行う口座(機構が、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年第30号。以下「保管振替法」という。))第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために開設した参加者口座、同法第4条の2第1項ただし書の規定により受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を行うために開設した口座又は社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。))第12条第1項の規定に基づき、社債等の振替を行うために機構が開設した機構加入者口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。</p>
<p>(清算対象取引)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券(以下「対象有価証券」という。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 機構の行う株式等振替業(振替法第8条に規定する振替業をいう。)において取り扱われている有価証券のうち、次のaからfに掲げるもの。</p> <p>a 株式</p> <p>b 新株予約権</p> <p>c 新株予約権付社債</p>	<p>(清算対象取引)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券(以下「対象有価証券」という。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 機構の行う保管振替業(保管振替法第3条第1項に規定する保管振替業をいう。)において取り扱われている有価証券のうち、次のaからdに掲げるもの。</p> <p>a 株券</p> <p>b 新株予約権付社債券</p> <p>c 投資信託及び投資法人に関する法律</p>

<p>d <u>投資口</u> e <u>優先出資</u> f <u>投資信託受益権</u></p> <p>(2) (略) (削る)</p> <p>(3) <u>機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱われている外国株券等</u></p> <p>(業務の取扱時間) 第5条 当社の業務の取扱時間は、この業務方法書及び当社が別に定めるところを除くほか、<u>午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(DVP参加者) 第8条 (略) 2 清算資格を取得できる者は、機構が口座を開設した者であって、かつ、機構が行う<u>有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する業務を処理するシステム</u>(以下「<u>決済照合システム</u>」という。)について機構がその利用を承認した者(以下「<u>決済照合システムの利用者</u>」という。)とする。</p> <p>(承認の基準等) 第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「<u>資格取得申請者</u>」という。)について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべて</p>	<p>(昭和26年法律第198号)に規定する<u>投資証券</u></p> <p>d <u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号。以下「<u>優先出資法</u>」という。)</u>に規定する優先出資証券(以下「<u>協同組織金融機関の優先出資証券</u>」という。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>機構の行う振替業(社債等振替法第8条第1項に規定する振替業をいう。以下同じ。)</u>において取り扱われている上場投資信託受益権 (新設)</p> <p>(業務の取扱時間) 第5条 当社の業務の取扱時間は、この業務方法書及び当社が別に定めるところを除くほか、<u>午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(DVP参加者) 第8条 (略) 2 清算資格を取得できる者は、機構が口座を開設した者であって、かつ、機構が行う<u>株券その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステム</u>(以下「<u>決済照合システム</u>」という。)について機構がその利用を承認した者(以下「<u>決済照合システムの利用者</u>」という。)とする。</p> <p>(承認の基準等) 第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「<u>資格取得申請者</u>」という。)について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべて</p>
--	--

に適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 業務執行体制

DVP 決済に係る当社との間の有価証券及び金銭の授受、損失の危険の管理及び法令(法及び振替法並びにそれらの関係法令をいう。以下同じ。)法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

2・3 (略)

(届出事項)

第21条 DVP 参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事業(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該 DVP 参加者が振替法第44条第1項各号のいずれにも該当しなくなるものである場合であって、DVP 決済に係るものに限る。以下同じ。)の全部又は一部の廃止

(4)~(13) (略)

(DVP 振替請求)

第44条 当社は、DVP 決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参加者に代わり渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座への振替の請求(当該 DVP 決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件(次条第1項に規定する振

に適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 業務執行体制

DVP 決済に係る当社との間の有価証券及び金銭の授受、損失の危険の管理及び法令(法及び保管振替法並びにそれらの関係法令をいう。以下同じ。)法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

2・3 (略)

(届出事項)

第21条 DVP 参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事業(当該事業が、その全部又は一部の廃止により、当該 DVP 参加者が保管振替法第6条第1項各号又は社債等振替法第44条第1項各号のいずれにも該当しなくなるものである場合であって、DVP 決済に係るものに限る。以下同じ。)の全部又は一部の廃止

(4)~(13) (略)

(DVP 振替請求)

第44条 当社は、DVP 決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参加者に代わり渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座への振替の請求(当該 DVP 決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件(次条第1項に規定する振

<p>替実行条件をいう。次項において同じ。)を充足した時に、口座簿(振替口座簿、信託受益証券参加者口座簿又は外国株券等振替口座簿をいう。以下同じ。)に、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP 口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP 振替請求」という。)を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(振替実行条件)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する「余裕値」とは、DVP 参加者ごとに、決済日ごとに随時計算されるもので、その計算した時点において、第2号aに掲げる場合に該当するときは第1号に定める額から第2号aに定める額を減じて得た額の数値をいい、第2号bに掲げる場合に該当するときは、第1号に定める額に第2号bに定める額を加えて得た額の数値をいうものとする(以下同じ。)</p> <p>(1) 確保資産総額(DVP 参加者ごとの受入予定証券残高に係る評価額(当該評価額を計算する日の前日における当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額をいう。以下同じ。))の合計額及び担保指定証券残高に係る評価額の合計額並びに参加者基金預託残高の総合計額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>替実行条件をいう。次項において同じ。)を充足した時に、口座簿(参加者口座簿、信託受益証券参加者口座簿又は振替口座簿をいう。以下同じ。)に、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP 口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP 振替請求」という。)を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(振替実行条件)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する「余裕値」とは、DVP 参加者ごとに、決済日ごとに随時計算されるもので、その計算した時点において、第2号aに掲げる場合に該当するときは第1号に定める額から第2号aに定める額を減じて得た額の数値をいい、第2号bに掲げる場合に該当するときは、第1号に定める額に第2号bに定める額を加えて得た額の数値をいうものとする(以下同じ。)</p> <p>(1) 確保資産総額(DVP 参加者ごとの受入予定証券残高に係る評価額(当該評価額を計算する日の前日における当社が定める時価に当社が定める率を乗じた額をいう。以下同じ。))の合計額及び担保指定証券残高に係る評価額の合計額並びに参加者基金預託残高(前日までの預託残高をいう。)の総合計額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

2. 附則

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。